

「島本町障害福祉計画（障害児福祉計画）策定業務」 プロポーザル実施要領

この要領は、本町が実施する「島本町障害福祉計画（障害児福祉計画）策定業務」（以下「本業務」という。）の受注者を選定するにあたり、本業務に係る企画・運営力、見識、意欲、専門性等について能力を評価し、適切かつ誠実に本業務を遂行できる事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に係る事項を定めたものである。

（参加条件）

第1条 本業務に係るプロポーザル参加者に必要とされる参加条件は次のとおりである。

- (1) 令和8年度の島本町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過していない者でないこと。
- (3) 令和8年4月1日現在において、過去2年以上の営業実績があること。
- (4) 本業務を実施するについて、法令等の規定により許可、登録等を要する場合、その許可、登録等を受けていること。
- (5) 国税、地方税を完納していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

（事業者募集手続）

第2条 プロポーザル参加事業者募集の詳細については、本町ホームページに掲載することにより公表する。

（参加表明手続）

第3条 企画提案書の提出を希望する事業者は、前条の規定により町が指定する日までに、プロポーザル参加表明書（様式1）及び誓約書（様式2）を提出するものとする。

- 2 プロポーザルの実施に関する質問及び回答は、質問書（様式3）及びプロポーザルに関する質問回答書（様式4）により行うものとする。

（プロポーザルの内容）

第4条 提出を求めるプロポーザルの内容は次のとおりとする。

- (1) 企画提案書（様式は任意）
- (2) 事業者の主要業務実績、同種業務実績等について（様式5）
- (3) 本業務の実施体制について（様式6）
- (4) 本業務の総括責任者及び担当予定者の主要業務実績、経歴、資格等（様式7）
- (5) 実施スケジュール（様式は任意）
- (6) 見積書（様式は任意）
- (7) その他

(プロポーザルの審査及び事業者の選定)

第5条 プロポーザルの審査及び事業者の選定（以下「審査等」という。）は、「島本町障害福祉計画（障害児福祉計画）策定業務プロポーザル審査会」において実施する。

2 審査等の実施にあたっては、提出者に対するヒアリングを実施することができる。

(審査結果)

第6条 審査等の結果については、「島本町障害福祉計画（障害児福祉計画）策定業務」に係る業者の選定について（様式8及び様式9）により提出者に通知するものとする。

(実施上の留意事項)

第7条 プロポーザルにあたり提出された書類及びその内容は、提出者に無断で審査等以外の目的に使用しないものとする。ただし、情報公開請求があった場合には、「プロポーザル方式による事業者選定における情報公開の基準」に基づき、公開の対象となるものとする。

(契約方法)

第8条 審査等の結果、選定された事業者（以下「実施事業者」という。）から提出された見積書を精査した後、実施事業者と令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行うものとする。

(事務局)

第9条 この要領に基づく事務は、健康福祉部福祉推進課において行う。

附 則

この要領は、令和8年4月15日から施行する。